時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千六百號
明治廿三年三月廿一日　金曜日
舊暦庚寅二月朔日 (辛、丑)
日出午前五時四十五分　日入午後五時五十二分　月出午前六時十一分　月入午後六時五十一分　滿潮午前五時三十八分　午後六時零分
(西暦一千八百九十年)

大演習實況報道委員派出

本月三十日より第三師管下に於て海陸聯合大演習の施行あるに付本社は特派委員數名を要所々々に派出して其實況を詳細に讀者に報道す可し

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

地價修正と議員の被選資格

昨年八月特別地價修正法の發布ありしより明治廿二年分までは地租十五圓以上を納め居たる者も廿三年分より修正地價によりて地租を徵收すと定められたるが爲め地價低落して地租も亦十五圓以下となる者あるに至れり本來衆議院議員撰擧法に據れば其第六條第八條に撰擧人名簿調製の期日より前滿一年以上其府縣内に於て直接國税十五圓以上を納め仍ほ引續き納むるものは被選人たるを得とあるが故に假令へ一旦特別修正法によりて地價を低下したるにもせよ撰擧人名簿調製期日即ち本年四月一日前に土地を補足して地租十五圓以上に滿るときは納税の點に於て欠くる所なきが故に當然被選人たるの資格を失はざる筈なれども選擧法施行規則第三條に選擧及被選人の納税資格は地租に付ては撰擧人名簿調製期日より前滿一年以上十五圓以上を納むべき土地を所有し之を納め仍ほ引續き所有し及び納むる者とあるが爲め納税資格に於て欠くる所なきも所有に於て欠くる所あれば未た被撰人たるを得ざると爲り願ふに所有せずして納税すべき筈なしと雖も當地價は昨年末を以て十五圓の價を失ひたるみとなれば今年四月までに新たに土地を補足すと雖も其補足したる分は去年十二月三十一日以後の所有にして前滿一年以上の所有ならず其補足したるまでの日月は恰も空曠の姿あれば納税は事實に完全にして所有は事實に欠損あり即ち納税を以て云へば其税を納るときに土地を所有すれば納税者たる可し所有を以て云へば其一年間を通して土地を所有し且税を納めざる可らざるが故に到底不合格たるを免れざるが如くなれども爰に又一說をなす者あり明治廿三年分と云へる其分の意義は果して暦年度によるものなるや疑ふべし例へば明治廿一年三月に某の土地を買入れたる者ありと假定せよ暦年度によるときは其三月までは賣主の所有にして隨て二箇月分の地租は賣主より徵收すべき筈なれども實際は之に反して買主より之を納むるに非ずや左れば其間の實買取引は毫も政府の見る所に非ずして唯徵收の期日に現在所有者をして納税せしむるものなるべし即ち徵收の期日を甚として所有の誰彼を定むるみとなれば廿二年分と云ひ廿三年分と云ふは文字の如く一月より十二月迄を指すに非ずして徵收期即ち今年七月より來年四月下旬迄のみと認むるの外ある可らず既に徵收期を以て所謂年分なりとすれば廿三年分とは廿三年七月よりのことにして夫れ迄は未だ地價を修正せられざるみとゝ知るべし故に議員候補者は「仍ほ引續き之を所有し及び納め」んが爲め四月までに土地を補足するときは當然資格を失はざるべしと又みれを駁する者は曰く誠に然り然れども今官有地を人民に拂下ぐるに當り年の三月に拂下ぐれば三月までの地租(一、二の兩月分)は之を差引きて納税せしめ又人民より買上ぐるにも三月までの地租を納めしめざれば已まず之によりて觀るに政府の年分と云ふは明かに暦年度によるものにして夫の民間の賣買の如きは毫も納税に妨なきが故に深く名分を問はざる次第ならん敢て云々嚴密に立論するときは前說も固より理ありと雖も彼は人民同士のみと、是れは官民間のことにして何れを本意と定むべきやに至ては所詮後說に重きを置かざる可らざるが如し

然りと雖も右に付ては近來諸說紛々として何れも多少の理由あるが如くあれば之を輕々に即斷す可らざるは勿論撰擧法に於ては單に直税十五圓以上を納め云々と定たるのみあるに施行規則に於て……を納むべき土地を所有し……の文字を附加したるが爲め恰も所有と云へる新資格を增したるの姿となり被撰候補者を驚したるとあれば喩へは不時の天災に遭ふたるもの如く其心事大に酌量すべきものあり且つ又施行規則とても昨年中に發布せられたらんには兎も角も準備の工風を得たるべきに何を云ふにも本年一月九日始めて發布せられたる事あれば所有上に少なくも九日間の中斷は免る可らず是も當局者の方寸に存するとにして表面より敢て論爭するに由なしと雖も亦是れ酌量の理由として數ふるに足るべし世間或は專ら衆議院議員撰擧法に重きを置き施行規則は唯其の註釋たるに過ぎずとして納税の資格に於て欠くる所なければ「所有し」の文字は左程に重視するに足らずと論辯する者もあれども既に法文に掲ぐる上は之を看過する能はざるは勿論にして爰に何分の沙汰なきを得ず名簿調製期日も程なき今日、我輩は政府に於て此問題を最も迅速に最も鄭重に評議し彌々疑點の決したる所にて成るべく候補者の資格を空ふせざらんとを希望するなり

官報

○大藏省訓令第四十一號

遞信局　各税關　北海道廳　府　縣

當省所管歲出支辨ニ屬スル工事又ハ物品購買ニ關スル諸契約ハ仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任シタル金額內ニ係ルモノハ其被任者ニ於テ契約締結スルコトヲ得

明治廿三年三月廿日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○北海道の鑛山如何　北海道の鑛山に富めるは云ふ迄もあけれども其既知に係るもの如何、未知に屬するものの如何等に至りては漠然たるを免れざるが如し抑も同道鑛山開掘の事たるや寬永年間松前藩に於て族留、染退の金山を檢し十勝、[illegible]瀬山兩所に採金の業を開きしに始まり開拓使設置以來米國地質學士を雇ひ全道の地質を調査して發見したる鑛山少なからざりしかども廢使置縣の後は存分の探撿もなく過ぎ明治十九年今の北海道廳となりてより再び地質鑛山の調査に取掛り十九年は石狩後志十勝の三箇國を調査し二十年は全道大體の地質を分類して其要綱を定め後志渡島日高釧路天鹽五ヶ國の沿海地方を探り民坑をも調査して所產の多寡良否より前途の見込等を明かにし又前年より測量せし空知煤田の調査を了り炭量凡三億七千四百萬噸あるを知りたり二十一年よりは一方は既知炭山に就てますく吟味し一方は未知地方に向て探撿の步を進め而して今日に於ては鑛山の箇所實に左の數に達しゝる由尤も此內借區坪數は僅に二百四十七萬六千百三十四坪四合三夕に過ぎざれば今後借區となし又は採掘すべき坑區鑛量綽々として餘裕ありと云ふ

石炭鑛……三十八ヶ所　砂金鑛……十二ヶ所
石油坑……十七ヶ所　砂鐵鑛……六ヶ所
硫黃鑛……二十九ヶ所　金銀鉛銅……三十六ヶ所

○水雷艇の新造　海軍省にては今度水雷艇三艘の新造を海外に注文する趣にて其一艘は去月已に佛國へ注文したる由なるが他の二艘は近日獨逸國へ注文する事に內決したりと云ふ蓋し我が國より艦船を獨逸國に注文するは全く今回が嚆矢なるべし

○千葉縣會議員　去る十三日までに判然せし同縣の改撰議員は既に本紙に掲載せしが其後千葉郡にて藤代市左衞門(中立)伊藤顯一(自由)夷隅郡にて高梨正助(自由)君塚省三(自由)小高鵜一(自由)上埴生郡にて東條彰(自由)海上郡にて淺岡武工門(改進)天羽郡にて鈴木太郎(改進)周准郡にて長谷川隆造(改進)朝夷郡にて坐間源八(中立)武射郡にて高橋勝三郎(自由)東葛飾郡にて加藤惣右衞門(中立)長狹郡にて安田勳(改進)等の諸氏當撰したりと云ふ又臨時縣會は來る廿五日頃に開會さるべしとの事なり

○舊松本藩士戰死者の建碑　戊辰の役信州舊松本藩は東北征討の軍に從ひ白河に出兵し後、越後に轉じて屢々敵軍と戰ひたるが時に藩士尾花成亮松澤重次郎の兩氏は野州安塚原、同森重之助氏は越後高田の戰に於て奮戰遂に敵の彈丸に中りて殪れたり其後東北全く鎭定に歸し政府は同藩主戶田丹後守へ賞典祿三千石を下賜せしかば藩主も赤尾花松澤二氏の爲め碑を野州壬生町興光寺に建て又森氏の爲め松本の城山に祠を營みて其靈魂を弔慰したり然れども壬生の地は山河十數里を隔てゝ舊藩士の參拜に便あらず遂に往々は寒烟古塚其跡を沒するに至らんも知るべからずとて當時右諸士等と共に從軍したる松本商會支配人尾崎壽一郎氏は近來主として三氏の建碑を思ひ立ち之を舊藩主戶田子に就て謀りしに至極の賛成を得たれば更に先般松本に赴き當時の隊長たりし稻家造野々山氏を始とし其他の舊諸藩士を集めて種々協議する處ありしに一同異議なく同意を表し各自應分の醵出金を出すみとに約束を整へ更に舊
藩主にも特別發起人たる
圓を寄付すべき旨さへ約
し舊松本招魂社に土盛を取
香華を斷ざらしむるのみ
建碑するとに決定したり
存する處を聞くに爾り唯
今後一國事の起るに際し
をして忠勇を勵さんとの
南の役に戰死したる諸氏も
と云ふ說もあり孰れも同意
は頻に奔走盡力中なりと

○加奈陀の輸出入禁制品
邦商估のうちには同地の
を輸入するみとなどあり
觸に觸れたる者あり右は
より生するみとあるべけれ
に關する事項を拔萃して

輸入禁制品

左の物品を輸入したる
せて其物品を包入せし
一治安を妨害し道德を
一贋造貨幣
籍、圖畫、寫眞
一加奈陀州に版權ある
加奈陀州に版權ある書
一落解物即ち油及び牛
る物品(以上の物品を
弗以上四百弗以下の罰
製造準備等に使用した
監獄又は懲治監內に於
しくは其一部分囚徒の
內又は夫れと連絡せる

輸出禁制品

鹿、野生七面鳥、野生鵝
者は每品百弗の罰金を
し輸出上騷はしき證跡
を捕縛え密輸の證據判
其罪を問ふべし

○檢事に送付　釜嶋米商
保安課にては櫻野石井の
し仲買人二川莊助橋本伊
吉太郎美濃部作稻永庄七
右衞門の十氏は愈々犯則
られしも其他二百餘名の
右衞門氏外九名の取調は
十八日大坂輕罪裁判所檢
依れば同局にて尾立梶川
を始むるよしあり

○大坂鐵道會社株券下落
一般の景況なるが就中大
落にて大坂株式取引所の
込者の者卅九圓四十錢本
觸る者五月限り四十二圓
り入圓計も喰込みし其原
二十日株主定式總會を開
共に涙て本紙にも掲載せ
圓の資本と定め大坂より
更に達する支線を合せ凡